（軽微な変更）

第八十八条　法第百二十二条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百二十一条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　［略］

２　法第百二十二条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条　経済産業大臣は、法第百二十二条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

（定期の報告）

第九十条　法第百二十四条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第九十一条　法第百二十四条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条　［略］

２～11　［略］

（軽微な変更）

第八十八条　法第百十八条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百十七条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　［略］

２　法第百十八条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条　経済産業大臣は、法第百十八条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

（定期の報告）

第九十条　法第百二十条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第九十一条　法第百二十条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第百十七条第四項（法第百十八条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第百十七条第四項（法第百十八条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第百十七条第四項（法第百十八条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条　［略］

２～11　［略］